

# 器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性 審査の手續（案）について

令和 7 年 4 月  
食品衛生基準審査課

## 1 趣旨

- 食品用の器具・容器包装の再整理後のポジティブリストに対応した「個別に安全性審査を受けた物質を公表する制度」導入について、令和 6 年 12 月 16 日に開催された令和 6 年度第 1 回食品衛生基準審議会器具・容器包装部会にて審議、承認された。
- その後、本年 3 月 27 日に開催された同部会にて、「個別に安全性審査を受けた物質を公表する制度」の具体的手續について了承された。本件は、この部会で了承された「器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査の手續（案）」（以下「手續告示（案）」という。）について意見募集を行うもの。

## 2 手續告示（案）の内容

別紙のとおり。

## 3 根拠法令

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条第 1 項

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 3 器具及び容器包装の A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の 9 [未告示]

（令和 6 年度第 1 回食品衛生基準審議会器具・容器包装部会資料 1-1 参照）

## 4 告示日及び施行期日

告示日：令和 7 年中

施行期日：告示日

器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査の手続（案）

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の規定に基づき、食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 1 条に規定された材質の原材料であって、これらに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。以下同じ。）ごとに定める当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量（以下「含有量等」という。）に関する安全性審査の手続を次のように定める。

（適用）

第 1 条 食品、添加物等の規格基準第 3 器具及び容器包装の A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の 9 に規定する安全性審査の手続については、この告示の定めるところによる。

（安全性審査）

第 2 条 内閣総理大臣は、器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等としての申請が、その物質の開発者、その代理人その他の適切な資料を提出することができる者からあったときは、当該含有量等に係る安全性の審査を行う。

2 前項の審査は、食品安全委員会の意見を聴いて行うものとする。

3 第 1 項の審査を受けようとする者は、別記様式による申請書に、申請しようとする物質の名称、含有量等その他の食品安全委員会の意見を聴くために必要な資料を添付して申請しなければならない。

4 第 1 項の審査の結果、人の健康を損なうおそれがあると認められない場合その他のリスク管理が適当であると判断された場合には、当該審査を経た旨を消費者庁のホームページにより公表するものとする。

（再評価）

第 3 条 内閣総理大臣は、前条第 4 項の規定に基づき安全性の審査を経た旨を公表した内容について、新たな科学的知見が生じたときその他必要があると認めるときは、食品安全委員会の意見を聴いて再評価を行い、人の健康を損なうおそれがあると認められる場合は、その旨を公表するものとする。

別記様式

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

「器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査の手續」  
に基づく申請書

「器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査の手續」  
（令和7年内閣府告示第●●●号）に基づき、別添の器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査を行うよう申請します。

（注）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 字は墨、インク等を用い、邦文にあつては楷書ではっきり書くこと。